

第5章 高齢者保健福祉施策の推進

【方針1】社会の変化に対応しながら、高齢者が健康で自分らしく活躍することができるような取り組みや環境づくりを進めます

[施策1] 高齢者の健康と生きがいを支える取り組みや、地域づくりへの支援の充実

(1) 介護・フレイル予防、健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境の整備
高齢になっても心身ともに健康で生きがいを感じながら生活できるよう、一人ひとりの健康づくりに向けた取り組みの促進や、さまざまな関係機関・団体との連携のもと、地域で介護・フレイル予防などに取り組むことのできる体制づくりなどを進め、誰もが身近な場所で積極的に介護・フレイル予防、健康づくりに取り組むことのできる環境の整備を進めます。

① 一人ひとりの介護・フレイル予防、健康づくりの取り組み

自身の心身等の状態についての気づきを促すための更なる普及啓発に取り組むとともに、運動や口腔機能の維持・向上、栄養状態の改善、うつ・閉じこもり予防などの一人ひとりの日常的な取り組み(セルフケア)を促進するなど、心身ともに健康な「健康寿命」の延伸に繋げる取り組みを推進します。

(ア) からだの健康づくり

運動機能の維持・向上や、健康づくりのための取り組みなどを推進します。

<主な取り組み>

【普及啓発・気づきの機会創出等に向けた取り組み】

- 健康リスクを抱えた人が相談・指導を受けやすい体制づくりなど、健康づくりのための生活習慣改善に向けた取り組みの推進
- 国民健康保険加入者への特定健康診査・特定保健指導の実施と受診・利用の促進
- 基礎健康診査、がん検診、骨粗しょう症検診等の実施と受診促進
- 加齢性難聴に対する意識啓発や早期支援・受診の促進
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- フレイルのリスクが高い地域の高齢者のセルフケアに対する意識向上や積極的な支援に向けた取り組みの推進

※下線の取り組みは新規施策

- 地域健康教育等を通じたフレイル予防に向けた取り組みの推進
- 高齢者や健康づくり支援に携わる関係者等を対象とした運動機能の維持・向上、改善などについて学ぶ機会づくり
- 民間商業施設を活用した健康づくりに向けた啓発イベントの開催
- リハビリテーション・口腔・栄養などの専門職を活用した潜在的なフレイルのリスクのある高齢者に対するフレイル予防の普及啓発と、早期発見・早期支援の推進
- 多数の人が利用する公共的な空間の禁煙に向けた受動喫煙防止対策の推進

【日常的な実践活動等に向けた取り組み】

- アフターコロナにおける社会の変化へ対応したセルフケアや通いの場に対する運動指導などを通じた支援の実施
- 市内の公園に設置されている健康遊具の活用促進
- リハビリテーションの視点を踏まえ、個人でも取り組める健康づくりへの相談・助言
- 地域包括支援センターや関係機関等によるフレイル予防に資する健康教室などの開催
- 効果的な運動・口腔機能の維持・向上や、栄養改善に向けた訪問・通所連動型短期集中予防サービス（仮称）の実施

(イ)歯と口の健康づくり

口腔機能の維持・向上などのオーラルフレイル予防の推進や、栄養状態の改善に向けた取り組みを推進します。

<主な取り組み>

【普及啓発・気づきの機会創出等に向けた取り組み】

- 口腔機能の維持・向上のための「かかりつけ歯科医師」を持つ機会づくり
- 地域包括支援センターが行う介護予防教室や、関係機関が行う地域活動の場などでのオーラルフレイル予防に取り組むための機会づくり
- 高齢者や健康づくり支援に携わる関係者等を対象とした口腔機能の維持・向上、栄養改善などについて学ぶ機会づくり
- フレイルのリスクが高い地域の高齢者のセルフケアに対する意識向上や積極的な支援に向けた取り組みの推進（再掲）

※下線の取り組みは新規施策

- 地域健康教育等を通じた低栄養予防に向けた取り組みの推進
- 歯周病検診の実施と受診促進、口腔機能の維持・向上のための口腔ケアの取り組みの推進
- リハビリテーション・口腔・栄養などの専門職を活用した潜在的なフレイルのリスクのある高齢者に対するフレイル予防の普及啓発と、早期発見・早期支援の推進（再掲）

【日常的な実践活動等に向けた取り組み】

- 老人福祉センターや市民センターなどと連携した、食生活を見直しながら食事を楽しむ機会づくり
- 効果的な運動・口腔機能の維持・向上や、栄養改善に向けた訪問・通所連動型短期集中予防サービス（仮称）の実施（再掲）

(ウ)こころの健康づくり

抑うつ状態や閉じこもり傾向にある高齢者に対する支援や、うつ・閉じこもり予防など、こころが元気になるための取り組みを推進します。

<主な取り組み>

【普及啓発・気づきの機会創出等に向けた取り組み】

- 区役所等で実施しているこころの健康相談をはじめ、より相談しやすい環境づくりや市民・関係者への啓発の推進
- うつを含めた高齢期に多いこころの不調への気づきについて、地域包括支援センターや地域団体、関係機関等と連携した市民が学ぶ機会の創出
- うつを含めた高齢期に多いこころの病気とその対処法について、高齢者を支援する立場にあるさまざまな関係団体・機関が学習する機会の創出
- 高齢者や健康づくり支援に携わる関係者等を対象とした閉じこもり予防などについて学ぶ機会づくり

【支援が必要な方への取り組み】

- 区役所・総合支所や地域包括支援センター等による抑うつ状態にある方の早期把握
- 抑うつ状態や閉じこもり傾向にある高齢者に対する訪問指導の実施
- 地域包括支援センターを中心とした医療専門職や関係機関との連携による、抑うつ状態や閉じこもり傾向にある方に対する問題解決のための体制の強化

※下線の取り組みは新規施策

②地域での介護予防の取り組みを推進するための環境づくり

高齢者が地域の身近なところで介護・フレイル予防、健康づくりに取り組むための環境づくりを推進するために、地域における担い手の育成、活動の場や機会の確保、活動を継続するための支援など地域づくりを含めた取り組みを進めていきます。

<主な取り組み>

【さらなる普及啓発】

- 豊齡力チェックリストによる介護予防の必要性が高い方の把握
- リハビリテーション・口腔・栄養などの専門職を活用した潜在的なフレイルのリスクのある高齢者に対するフレイル予防の普及啓発と、早期発見・早期支援の推進（再掲）
- 介護予防・健康づくりの普及啓発を目的とした講演会やイベントの実施
- 介護予防・健康づくりの取り組みを医療機関の窓口においてPRするための啓発物配布など、仙台市医師会・仙台歯科医師会・仙台市薬剤師会と連携した普及啓発の取り組み
- ICT等を活用したフレイル予防に向けた取り組みの推進
- 介護予防・健康づくりの取り組み推進に向けた企業等への普及啓発
- 介護予防・健康づくりの取り組みの推進に向けた民間活力の導入
- 介護予防や地域づくりにつながる地域の通いの場や取り組みに関する情報の発信

【担い手づくり、活動の機会・場の確保】

- フレイルサポーターによる市民協働でのフレイル予防活動の拡充
- 地域の活動の場での運動に取り組むための機会づくり
- 地域の活動の場における運動に取り組む自主グループの育成とその企画・運営を行う介護予防運動サポーターやボランティア等の養成
- 地域の活動の場における運動に取り組む自主グループの活動継続に向けた支援
- リハビリテーション専門職や健康運動指導士を地域の通いの場に派遣するなど、継続的な運動を通じた生活機能の維持・向上に向けた機会づくりの充実
- 仙台市老人クラブ連合会主催によるシルバースポーツ推進員の研修や養成講座の開催
- 文化活動を通しての生きがいづくりの支援や活動を披露する場の提供、観客や市民に対する普及啓発
- さまざまな施設（公共施設、社会福祉施設の地域交流スペース、大規模量販店のイベントスペースなど）や空き店舗、遊休地などを活用した交流・活動の場づくり

※下線の取り組みは新規施策

(2)スポーツ活動への支援

高齢者の健康づくりや生きがいづくりとともに、活動を通じた交流にも資するさまざまなスポーツ活動を支援します。

<主な取り組み>

- 高齢者生きがい健康祭（スポーツ交流大会）の開催
- シルバーセンターや健康増進センターにおける高齢者運動教室の実施
- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣
- 仙台市老人クラブ連合会によるシルバースポーツセミナーの開催
- 杜の都せんだい「元気はつらつチャレンジカード」による運動の奨励
- シニア健康エクササイズなどスポーツ教室の実施

[施策2]高齢者の意欲と経験に応じた活躍を後押しする取り組みや、環境づくりの推進

(1)多彩な生涯学習の展開

高齢者の学びのニーズに応えるとともに、学びを通しての交流・成果が生きがいづくりや活力の向上につながるように、主体的な学びの機会の充実を図ります。

また、こうした機会を通じて得た知識やネットワークを、地域での支え合い活動などに生かしていけるよう支援します。

①学習機会の提供

学びの意欲に応えるため、さまざまな分野の講座を実施するなど、多様な学習機会を充実させることで、生きがいづくりや活力の向上のほか、地域での支え合い活動につないでいくことができるよう支援します。

<主な取り組み>

- 豊齢学園における生涯学習と社会貢献活動を担う人材育成
- 高齢者を対象にした市民センター講座（老壮大学等）の実施
- 高齢者のためのスマホ教室などの実施
- 市政出前講座の実施
- 市民センターでのサークル情報の提供などの学習相談
- 老人福祉センターにおけるボランティア活動をはじめとする高齢者の活動を支援する多彩な講座の企画・実施

②文化活動への支援

創作や学習の取り組みの成果を発表する場を提供するなど、さまざまな文化活動の支援を行います。

<主な取り組み>

- 高齢者生きがい健康祭（シニアいきいきまつり）における市民広場交流事業や、はつらつ健康フェスティバルの開催
- 高齢者の作品展示機会の提供
- 市立文化施設への減免制度
- シルバーセンターにおけるシルバー創作展の開催
- eスポーツを活用した生きがいづくり・健康づくりのイベント開催

※下線の取り組みは新規施策

(2)社会参加活動の推進

少子高齢社会において、地域や社会におけるさまざまな活動の担い手として高齢者が果たす役割への期待が高まる中で、高齢者の多様なニーズに応じた継続的な就労機会の提供に向けた取り組み、地域における支え合い活動やボランティア活動、老人クラブ活動など、高齢者自らが地域や社会とつながり、「支え手」ともなる社会参加活動への支援を進めます。

また、高齢者の社会参加活動を促進するため、将来にわたって継続できる外出支援の取り組みを進めます。

<主な取り組み>

【就業機会の提供】

- シルバー人材センターによる臨時的・短期的な就業機会の提供
- 「生涯現役サポートセンター」による、就労を希望する高齢者や雇用を検討している企業等からの相談受付
- 企業等を対象とした高齢者の就労促進に関する啓発の実施

【ボランティア活動・NPO 活動等支援】

- 生活支援コーディネーターによる、ボランティア団体・NPO 活動団体等の地域における活動を促進するための取り組み
- 地域における支え合い活動を行うボランティア団体への立ち上げや活動等に対する支援
- 市民活動補償制度の運営

【老人クラブ活動の支援拡充】

- 仙台市老人クラブ連合会及び単位老人クラブへの助成
- 老人クラブによる介護予防の取り組みへの支援
- 老人クラブ活動の場である老人つどいの家（好日庵）及び、老人憩の家への運営費等の助成
- 老人クラブにおけるひとり暮らし高齢者等の支援や見守り活動の充実及び積極的な広報

【社会参加活動促進のための環境整備】

- 仙台市ボランティアセンターによるボランティア活動相談、情報提供、活動先の紹介、ボランティア講座・体験等の実施
- 仙台市市民活動サポートセンターによる市民活動等相談、情報提供やボランティア活動、NPO活動に対する支援
- 有償ボランティアに関する求人情報の提供体制づくりの検討

※下線の取り組みは新規施策

- せんだい豊齡ネットワークの運営支援
- 豊齡学園修了生による地域での担い手づくり
- セカンドライフに関する情報発信の実施

【外出支援】

- 敬老乗車証制度の運用による外出支援
- 市立文化施設への減免制度（再掲）
- 福祉有償運送事業の実施支援（運営協議会の運営、実施法人への相談対応等）
- 市民協働の取り組みによる地域の移動手段の確保
- 安心・安全な歩行空間の確保や公共交通におけるバリアフリー化の推進

[施策3]社会の変化へ柔軟に対応する取り組みの強化

(1) 感染症の影響により生じた変化に対応する取り組みの推進

新型コロナウイルス感染症の流行により、外出機会の減少や、地域の通いの場の休止等に伴う交流機会の減少等、高齢者の生活様式は大きく変化しました。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が停滞したままの地域へアウトリーチ型支援の強化を図るなど、アフターコロナにおける変化に柔軟に対応する取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- アフターコロナにおける社会の変化へ対応したセルフケアや通いの場に対する運動指導などを通じた支援の実施（再掲）
- リハビリテーション・口腔・栄養などの専門職を活用した潜在的なフレイルのリスクのある高齢者に対するフレイル予防の普及啓発と、早期発見・早期支援の推進（再掲）
- 民間商業施設を活用した健康づくりに向けた啓発イベントの開催（再掲）
- 災害や感染症発生時における事業所・施設への衛生用品の提供等の支援
- 災害・感染症に係る業務継続計画の作成・見直しの支援
- 災害時における福祉避難所の開設

(2) 高齢者の家族構成等の変化に対応する取り組みの強化

高齢者のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯が増加し、高齢者一人ひとりのニーズが多様化する中においても、安心して暮らし続けることができるよう、きめ細かな施策の取り組みを強化します。

<主な取り組み>

- 技術の進展を踏まえたひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの運用の見直し
- 民間企業等との見守り協定の締結による地域の見守り体制の充実
- 食の自立支援サービスによる栄養バランスの取れた食事提供と配食の際の安否確認の実施
- 寝具洗濯サービスの提供
- 在宅高齢者世帯調査による高齢者の生活状態の把握と支援のきっかけづくり

※下線の取り組みは新規施策

(3) 高齢者を取り巻く環境の変化に対応する取り組みの強化

高齢者人口の増加や生産年齢人口の減少、ICT 技術の進化・普及など、高齢者を取り巻く環境の変化に伴うニーズの変容に対応し、将来にわたり高齢者施策の持続性を確保していくための取り組みの強化を図ります。

①ICT・デジタル技術を活用した取り組み

高齢者の介護・フレイル予防、健康づくりや、介護現場における ICT・デジタル技術の積極的な活用を推進し、効果的なサービスの提供や、業務の生産性向上の取り組みを進めていきます。

<主な取り組み>

- ICT 等を活用したフレイル予防に向けた取組の推進（再掲）
- e スポーツを活用した生きがいづくり・健康づくりのイベント開催（再掲）
- ICT を活用した多業種連携の取り組みの検討
- 地域包括支援センターへの相談支援業務サポートシステム導入の検討
- 介護サービス事業所における指定申請等の電子申請・届出システムの環境整備
- 介護ロボットや ICT の活用による、介護職員の負担軽減に向けた支援
- ICT を活用した要介護等認定業務の効率化

②社会構造の変化を見据えた持続可能な取り組みの推進

高齢者人口の増加や生産年齢人口の減少等の人口構造の変化による、社会保障経費の増加等を見据え、将来にわたり高齢者施策の持続性を確保していくための取り組みの強化を図ります。

<主な取り組み>

- 持続性の確保に向けた敬老乗車証制度の見直し
- 時代のニーズに対応した住宅改造費助成制度のあり方検討
- 施設の老朽化や高齢者のニーズを踏まえた老人福祉施設のあり方検討
- 高齢者人口の増加や平均寿命の延伸を踏まえた敬老祝金のあり方検討
- 医療・介護・相談機関における効果的な地域包括ケアシステムのあり方の検討
- 保険給付費の適正化

※下線の取り組みは新規施策

【方針2】地域で共に支え合い誰もが自分らしく暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの体制を強化します

[施策4]地域における安心の確保や自立した暮らしの継続を可能とするきめ細かな支援の充実

(1)暮らしを支える多様な支援

介護・福祉・健康・医療などに関する高齢者や家族からのさまざまな相談に対応するとともに、一人ひとりの状況に応じて、介護サービスのほか、暮らしを支える多様なサービスが提供される体制づくりを進めます。

また、介護を行う家族に対しても、介護の知識や技術を学べる講座や相談会・交流会を開催するなどの支援を進めます。

①相談・支援体制の整備

介護・福祉・健康・医療などに関して、在宅で生活する高齢者や家族から寄せられるさまざまな相談に対応する体制を区及び日常生活圏域単位で整えます。

<主な取り組み>

- 区役所等における高齢者総合相談の実施
- 地域包括支援センターによる総合相談・支援事業
- 在宅高齢者世帯調査による高齢者の生活状態の把握と支援のきっかけづくり（再掲）

②日常生活を支援するサービスの提供

介護や支援が必要な高齢者に対する、一人ひとりの状態に応じた適切な介護サービスや、生活を支援する多様なサービスを提供し、その人の希望に沿った日常生活を続けることができるよう支援します。

<主な取り組み>

- 介護保険による居宅サービスや地域密着型サービスの提供
- 介護予防・日常生活支援総合事業による生活支援サービスの提供
- 住民主体による訪問型支え合いサービスの実施
- 寝具洗濯サービスの提供（再掲）
- 要介護度が高い高齢者への介護用品の支給
- 紙おむつ等使用者に対する家庭ごみ等ごみ処理手数料の減免

※下線の取り組みは新規施策

- 訪問理美容サービスの提供
- 食の自立支援サービスによる栄養バランスの取れた食事提供と配食の際の安否確認の実施（再掲）
- 生活管理指導短期宿泊事業の実施
- 緊急ショートステイ用のベッドの確保
- 技術の進展を踏まえたひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの運用の見直し（再掲）
- シルバーハウジング（在宅生活支援付高齢者向け市営住宅）、高齢者向け優良賃貸住宅への生活援助員（LSA）の派遣

③介護家族への支援

高齢者を介護する家族に対して、介護知識・技術の普及を図る研修会や相談会、交流会を開催するなどの支援を行います。

<主な取り組み>

- シルバーセンターにおける介護講座の実施
- 介護家族向けの相談会・交流会の開催
- 緊急ショートステイ用のベッドの確保（再掲）
- 要介護度が高い高齢者への介護用品の支給（再掲）
- 紙おむつ等使用者に対する家庭ごみ等ごみ処理手数料の減免（再掲）
- 認知症の人と家族の会と連携したもの忘れ電話相談の実施
- 認知症の人と家族の会と連携した介護経験者による相談会や、認知症の人を介護する家族交流会の開催など家族支援の強化

(2)安心できる暮らしの確保

災害時に援護を必要とする高齢者一人ひとりの状況に応じた的確な支援を行うことができるよう、見守りや助け合いの取り組みを推進することで、災害対応力を強化していきます。

また、高齢者の消費者被害防止のための知識の普及や、交通事故防止に向けた啓発などの取り組みを推進します。

※下線の取り組みは新規施策

①災害対応力等の強化

在宅高齢者の生活状態や災害時に支援を必要とする高齢者の情報を把握するための取り組みを進め、地域と情報の共有を図りながら、地域における助け合いの体制づくりを支援するとともに、災害弱者を対象とした減災に向けた取り組みを進めます。

また、感染症への対応力の強化に向けた取り組みを推進します。

<主な取り組み>

【災害対策】

- 災害時要援護者情報登録制度
- 災害時要援護者個別避難計画の作成に向けての検討
- 在宅高齢者世帯調査による高齢者の生活状態の把握と支援のきっかけづくり（再掲）
- 民生委員児童委員による見守り・声掛け活動の推進
- 地区社会福祉協議会による見守り等の小地域福祉ネットワーク活動の推進
- 災害時における福祉避難所の開設（再掲）
- 災害弱者の安全対策事業

【感染症対策】

- 感染症予防対策の推進
- 福祉施設における集団感染予防対策の推進

②消費者被害防止・交通事故防止に向けた啓発等

高齢者の消費者被害防止の啓発を行い、高齢者を被害から守るための取り組みを推進します。また、交通安全の意識を高めていく普及啓発などの取り組みを推進します。

<主な取り組み>

- 消費生活センターによる出前講座や消費生活講座、リーフレット配布等による啓発事業の実施
- 消費生活センターによる高齢者の消費者トラブル見守り事業の実施
- 交通安全教室や運転講習会の実施等、交通安全啓発事業の推進

※下線の取り組みは新規施策

(3)高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

高齢者虐待の未然防止・早期発見のための啓発を進めるとともに、地域の見守り機能の向上や、相談窓口の充実・強化、マニュアル等に基づく適切かつ早期の対応の徹底を図ります。

介護事業所・施設への指導においては、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に係る具体的な取り組みを重点的に確認し、事業所・施設職員による虐待防止を図ります。

また、認知症高齢者の増加に伴い、財産管理や介護サービス利用等への支援が求められることから、市民後見人の一層の活用を含めた成年後見制度の周知・普及など、権利擁護の取り組みを進めます。

①高齢者虐待の防止

区や地域包括支援センターで対応マニュアルや対応事例を共有することにより高齢者虐待に的確に対応するとともに、市民への啓発や地域の見守り活動などとの連携を図りながら、高齢者虐待の未然防止・早期発見及び再発防止に努めます。

介護事業所・施設に対しては、高齢者虐待防止のための研修等の実施に留まらず、介護職員のメンタルケアや職場環境の見直しを含めた虐待の発生を防ぐための取り組みなどの体制の整備状況を確認のうえ、必要に応じて指導を行い、事業所・施設内での高齢者虐待の未然防止・早期発見及び再発防止を図ります。

<主な取り組み>

- 高齢者虐待防止マニュアルに基づく関係機関と連携した的確な対応
- 研修会などでの高齢者虐待対応事例等の共有
- 高齢者の虐待防止に関する専門的な知識・高度な技術を有する専門機関との連携強化
- 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会などによる地域見守り活動及び老人クラブ内での見守り活動との連携
- 高齢者虐待防止啓発パンフレットの配布

②高齢者の権利擁護

権利擁護に関する相談・支援や、成年後見制度の周知・普及と制度利用に向けた支援を進めます。

<主な取り組み>

- 区、総合支所及び地域包括支援センター等による権利擁護及び成年後見制度の活用に関する相談・支援
- 仙台市権利擁護センター（まもりーぶ仙台）における日常生活自立支援事業の推進
- 「中核機関」に位置づけられた仙台市成年後見総合センターにおける成年後見制度等権利擁護に関する相談、制度利用に向けた支援の推進
- 権利擁護チーム支援会議による専門職団体を交えた個別事例検討
- 地域包括支援センター等、一次相談窓口職員を対象とした研修開催
- 成年後見制度利用支援事業に基づく市長申立て及び後見人等報酬の助成
- 市民後見人の養成・支援事業の推進
- 成年後見制度の利用促進のための広報及び関係機関との連携強化

(4)適切な住まいと住まい方を選択できる体制づくり

高齢者が自らの判断で適切な住まいを選択できるよう支援を行うとともに、日常生活を続けるうえでの高齢者や家族のさまざまな困りごとに対応できるよう、相談・支援体制を整え、生活を支援する多様なサービスを提供します。

①多様な居住環境の整備

身体状況に応じた住宅への改修等を支援するとともに、高齢者のニーズに応じた多様な住まいを確保する取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- 介護保険による住宅改修費支給
- 時代のニーズに対応した住宅改造費助成制度のあり方検討（再掲）
- サービス付き高齢者向け住宅の登録促進と質の確保
- 有料老人ホームの質の確保
- 養護老人ホーム、軽費老人ホームの運営支援
- シルバーハウジング（在宅生活支援付高齢者向け市営住宅）の供給
- シルバーハウジング（在宅生活支援付高齢者向け市営住宅）、高齢者向け優良賃貸住宅への生活援助員（LSA）の派遣（再掲）
- 特別養護老人ホームや、特定施設入居者生活介護事業所等の整備
- 高齢者福祉施設等での円滑な救急搬送を促進するための普及啓発

※下線の取り組みは新規施策

②住まいの選択・確保の支援

高齢者が自らの身体や生活の状況を踏まえ、ふさわしい住まいを選択できるよう、情報提供等に取り組みます。

<主な取り組み>

- 住宅セーフティネット制度（居住支援法人、セーフティネット住宅等）の情報提供
- シルバーハウジング（在宅生活支援付高齢者向け市営住宅）の供給（再掲）
- 高齢者向け賃貸住宅等の情報提供
- 社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付

[施策5]地域の多様な主体が連携する支え合い体制づくりの取り組みの強化

(1)地域の見守りや支え合い活動の充実に向けた支援

高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯の増加に伴い、高齢者の支援ニーズの増加と複雑化が見込まれる中においても、地域の特性や実情に応じた見守りや支え合いの体制づくりをそれぞれの地域で進めることができるよう、地域の関係機関の連携強化を図りながら、新たな担い手の育成、支援ニーズとサービス提供主体とのマッチングなどの生活支援体制の整備を進めるとともに、地域の活動に対する支援を充実します。

①地域の支え合いに関する啓発等と担い手の育成

少子高齢化が進展し世帯構成も変化している中において、住民同士の支え合いの重要性が一層増していくことについて、市民の理解と関心を深めるとともに、そうした活動の担い手の育成と活動の立ち上げの支援に取り組み、地域の特性や実情に応じた支え合いの体制づくりを一層推進します。

<主な取り組み>

- 市民向け講演会等の開催による地域の支え合いについての市民理解の促進と活動開始のきっかけづくり
- 仙台市ボランティアセンターによるボランティア活動相談、情報提供、活動先の紹介、ボランティア講座・体験等の実施（再掲）
- 老人福祉センターにおけるボランティア活動をはじめとする高齢者の活動を支援する多彩な講座の企画・実施（再掲）
- 住民主体による訪問型生活支援活動団体立ち上げ支援等事業の実施

②地域の支え合いの体制整備と活動に対する支援の充実

地域全体で高齢者の暮らしを支えていくため、関係機関の連携強化により、地域における見守り体制の充実を図るとともに、地域における支え合い活動を行う団体の活動継続に対する支援を進め、地域の住民を主体とした活動を促進します。

(ア)地域で高齢者を見守る体制づくり

民生委員児童委員や地区社会福祉協議会、さらには企業や警察等、地域における関係機関の連携強化を図ることで、高齢者の重層的な見守り体制の構築を図ります。

<主な取り組み>

- 民生委員児童委員による見守り・声掛け活動の推進（再掲）
- 在宅高齢者世帯調査による高齢者の生活状態の把握と支援のきっかけづくり（再掲）
- 地区社会福祉協議会による見守り等の小地域福祉ネットワーク活動の推進（再掲）
- 災害時要援護者情報登録制度（再掲）
- 民間企業等との見守り協定の締結による地域の見守り体制の充実（再掲）
- 警察や防犯協会等との連携による地域安全活動推進事業の実施
- アイ・アイキンジョパトロール（歩くボランティア活動）による防犯活動
- 消費生活センターによる高齢者の消費者トラブル見守り事業の実施（再掲）

(イ)地域支え合い活動に対する支援の充実

生活支援コーディネーター等を通じた地域支え合いの体制整備を円滑に進めるための取り組みの推進や、地域の住民を主体としたさまざまな支え合い活動に対する支援の充実を図ります。

<主な取り組み>

- 第1層（各区・宮城総合支所単位）・第2層（中学校区単位）生活支援コーディネーターの重層的な配置による関係者間のネットワーク構築の推進及び機能強化に向けた検討
- 第2層生活支援コーディネーターを中心とした通いの場等の地域資源の拡充
- 地域包括支援センターへの相談支援業務サポートシステム導入の検討（再掲）
- 住民主体による訪問型支え合いサービスの実施（再掲）
- 地域ごみ出し支援活動促進事業の実施
- 老人クラブ内でのひとり暮らし高齢者の支援やクラブ内での見守り活動の充実（再掲）
- 仙台市市民活動サポートセンターによる市民活動等相談、情報提供やボランティア活動の支援
- コミュニティソーシャルワーカーによる住民主体の支え合い活動の支援
- 地域の支え合い体制に係る情報共有や連携を推進する協議体や地域ケア会議の開催

※下線の取り組みは新規施策

(2) 専門職の力を生かした高齢者の在宅生活の支援

医療職、介護職等の専門職や行政機関が、互いの専門分野を生かしながら連携を深め、高齢者の在宅生活をさまざまな側面から支える体制の整備を進めるとともに、地域住民が必要な在宅医療・介護サービスを適切に選択できるように普及啓発等に努めます。

① 地域ケア会議等を通じた連携強化

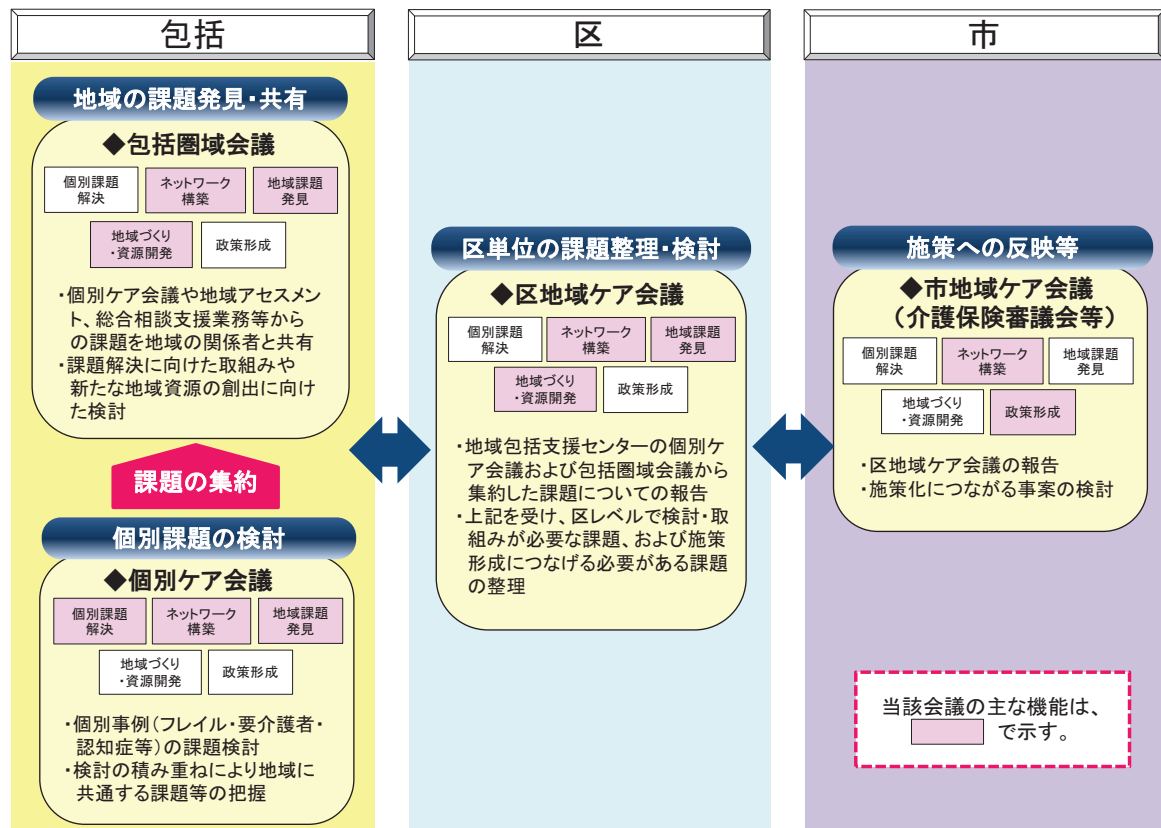
地域包括支援センターが開催する地域ケア会議と区役所が開催する区地域ケア会議の連携等を通して、医療・介護・行政に限らず、それぞれの地域の関係機関などの多職種と連携し、「顔の見える関係」づくりを進めるとともに、それぞれの地域固有の課題の把握や解決に向けて、既存の地域資源の活用及び新たな地域資源の創出に取り組むことで、高齢者の在宅生活を支援します。

<主な取り組み>

- 地域ケア会議による個別課題の解決、多職種にわたる専門職やさまざまな関係機関とのネットワークづくり
- 地域包括支援センターや各区役所が開催する地域ケア会議の充実や連携強化に向けた取り組み
- 地域ケア会議を活用した地域資源の把握及び活用の推進
- 地域ケア会議で把握した地域課題に対する取り組みの推進
- 自立支援・介護予防の視点を重視した介護予防ケアマネジメント実施のための支援
- 多職種・多機関による情報共有や連携強化を行うための「つながる会議」の実施

※下線の取り組みは新規施策

仙台市における地域ケア会議の構成



②在宅医療・介護連携の強化

在宅医療の提供体制の拡充に努めるとともに、医療・介護に関わる地域資源の情報を、在宅支援を行う医療機関や介護事業所などが共有できる取り組みや、地域における多職種連携の取り組みへの支援の充実を図ります。

また、在宅医療・介護に関わる専門職や相談機関がそれぞれの専門性を一層高め、お互いの分野についての理解を深めるための研修を実施するとともに、在宅医療・介護に関する市民への情報提供や普及啓発を進めます。

(ア)在宅医療の提供体制の拡充及び地域の医療・介護の資源の把握と共有

在宅医療を提供する医療機関等の拡大を促進するとともに、地域の医療機関や介護事業所等の情報の把握と、相互の連携に資するための的確な情報の共有に取り組みます。

<主な取り組み>

- 医療機関向けの在宅医療・介護制度に関する啓発
- 在宅医療に係る資源の把握と情報提供
- 仙台市ホームページや冊子による介護サービス事業所の案内

※下線の取り組みは新規施策

(イ)多職種連携に向けた支援の充実

在宅医療・介護に携わる、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、介護支援専門員等の専門職や、地域包括支援センター職員等が、それぞれの専門性を生かしながら、一体的に在宅医療・介護を提供できるよう、多職種連携の強化に向けた支援を進めます。

<主な取り組み>

- 医療・介護・相談機関における効果的な地域包括ケアシステムのあり方の検討（再掲）
- 在宅医療・介護連携のあり方検討を受けた地域における多職種連携の取り組みへの支援
- 歯科訪問診療の促進のための口腔ケア等の啓発や多職種との連携強化
- 情報連携シートの導入等による医療・介護の情報共有円滑化への支援

(ウ)在宅医療・介護に関する研修の実施

在宅医療・介護に関わる専門職や相談機関を対象として、それぞれの専門性を一層高めるとともに、お互いの専門分野についての理解を深める研修の充実を図ります。

<主な取り組み>

- 医師、歯科医師、看護師、薬剤師等を対象とした研修の実施
- 関係団体等と連携した、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修の実施
- 在宅医療・介護に携わる多職種の連携強化を図るための研修の実施

(エ)市民への情報提供・啓発

市民が在宅医療・介護に関する理解を深め、在宅医療・介護が必要になったときに、自ら必要なサービスを選択できるよう、市民への情報提供やACPなどの普及・啓発に取り組んでいきます。

<主な取り組み>

- パンフレット等、さまざまな媒体を活用した市民への在宅医療・介護に関する周知
- 在宅医療・介護についての市民の理解を深めるための講演会やシンポジウム等の開催
- 終末期等の意思表示に係る普及・啓発

※下線の取り組みは新規施策

(3)地域包括支援センターによる支援の充実

本市では、平成 18 年 4 月から、中学校区を基本に地域包括支援センターを設置し、地域に根差しながらさまざまな面から高齢者を支援しています。

本市においては 2050 年頃まで継続して高齢者人口の増加が見込まれており、高齢者の支援ニーズの複雑化と顕在化が見込まれる中、地域包括支援センターがその役割を十分に担えるよう、業務効率化等の取り組みを強化し、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が行える体制を整備します。

①地域包括支援センターの取り組みの推進

地域包括支援センターは地域の高齢者支援の拠点として、総合相談支援や権利擁護、介護予防マネジメントなどの包括的支援事業と併せて、介護予防支援事業や認知症高齢者への対応、さらには地域の関係者とのネットワークづくりなどを行い、介護、福祉、医療などさまざまな面から高齢者の支援を行っています。

今後、複雑な課題を抱える高齢者がますます増加する中であっても、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が行えるよう、地域包括支援センターによる取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- 総合的な相談支援機能の充実
- 地域包括ケアシステム構築・推進に向けた関係機関とのネットワークづくり等の推進
- 地域ケア会議による個別課題の解決、多職種にわたる専門職やさまざまな関係機関とのネットワークづくり（再掲）
- 地域包括支援センターへの相談支援業務サポートシステム導入の検討（再掲）
- 地域ケア会議を活用した地域資源の把握及び活用の推進（再掲）
- 地域ケア会議で把握した地域課題に対する取り組みの推進（再掲）
- 認知症の人が望む生活を地域で送ることができるための早期の支援の実施
- 災害時要援護高齢者の安否確認等における関係機関との情報共有及び連携の推進
- 高齢者支援の窓口としての地域包括支援センターの周知を図る広報の実施
- ICT 等を活用したフレイル予防に向けた取組の推進（再掲）

※下線の取り組みは新規施策

②地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核としての役割を期待されており、平成27年4月から体制の強化を進めてきました。

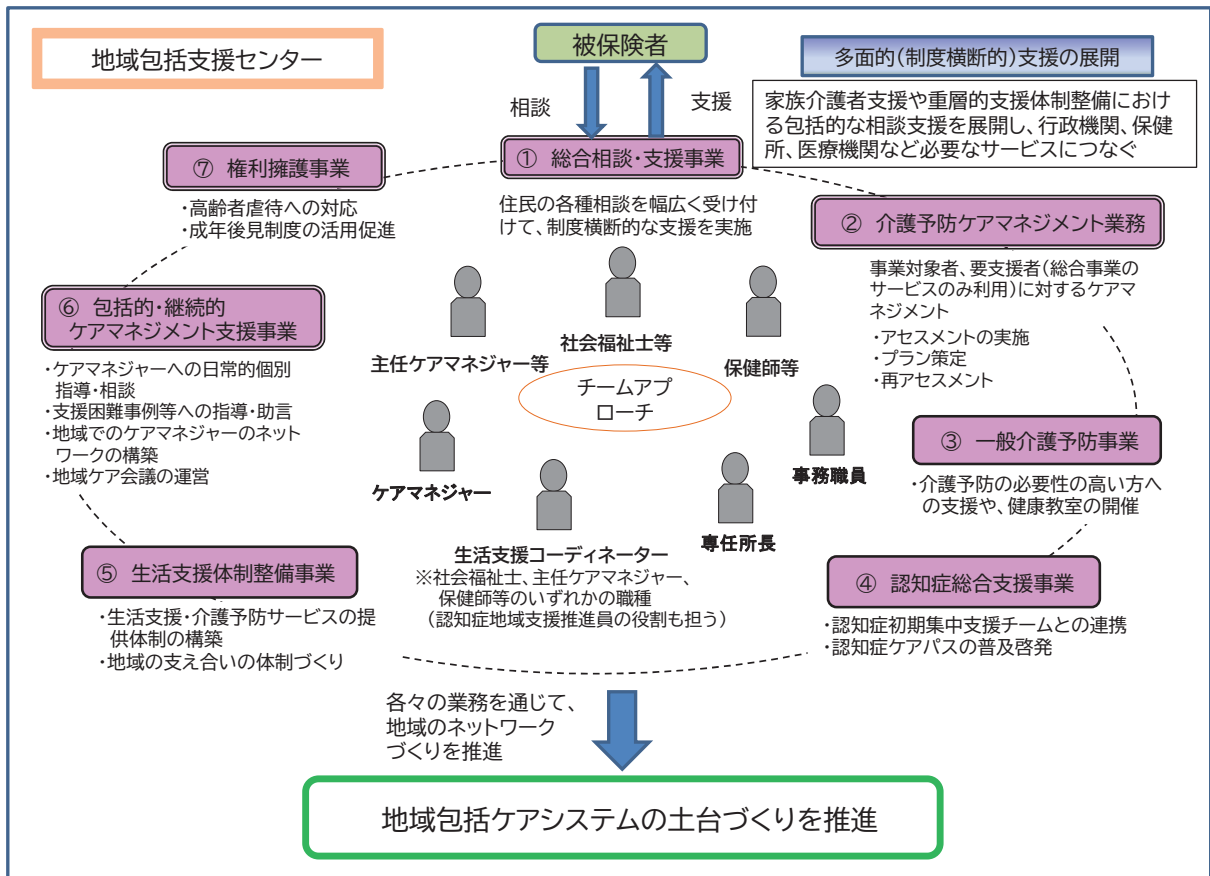
少子高齢化の急速な進展に加え、認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなどの家族介護者支援、重層的支援体制整備における属性や世代を問わない包括的な相談支援や、障害者相談支援事業所との連携など、地域包括支援センターの役割もますます大きくなる中、センターが適切に業務を行えるよう、機能の充実を図っていきます。

<主な取り組み>

- 業務水準向上のための事業評価・運営指導の実施、好事例等の共有化
- 地域包括支援センターの相談支援体制強化を図るための手法の検討
- 介護予防支援事業所の指定拡大に向けた取り組みの推進
- 指定介護予防支援事業所に対するケアマネジメントの質の向上に向けた研修の実施
- 地域包括支援センター職員を対象とした研修等の実施
- 地域包括支援センターの業務状況の分析・評価による介護予防ケアマネジメントの業務に係る職員の業務負担軽減等に向けた支援
- ICTを活用した介護予防ケアマネジメントや、介護・フレイル予防業務の効率化の検討
- 地域包括支援センターが行うケアマネジメントに対するリハビリテーションの視点を踏まえた相談支援

※下線の取り組みは新規施策

地域包括支援センターによる業務のイメージ



【地域包括支援センターの主な事業】

① 総合相談・支援事業

各種保健福祉サービスについての総合的な相談と支援を行う。

- ・ 総合的な相談受付及び支援
- ・ 地域の高齢者の心身の状況や家族の状況等の実態把握
- ・ 地域ネットワークの構築

② 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び豊齢力チェックリストにより「事業対象者」と判定された方に対して、総合事業のサービス等が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行う。

- ・ アセスメント、介護予防サービス・支援計画書の作成、モニタリング、評価

③ 一般介護予防事業

65歳以上の方がフレイル予防に取り組む際の支援や、健康教室の開催など介護・フレイル予防に関する事業を行う。

④ 認知症総合支援事業

認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や認知症初期集中支援チームとの連携を推進する。また、地域版認知症ケアパスの更新・普及など、認知症の人とその家族への地域における支援体制づくりに取り組む。

⑤ 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを中心に、生活支援サービスの担い手の育成と、ボランティア団体・NPO等とのネットワークづくりに取り組む。

⑥ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

支援困難ケースへの対応など、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援や、地域包括ケア体制構築・推進のための後方支援を行う。

- ・ 困難ケースを抱える介護支援専門員等への支援
- ・ 地域での介護支援専門員のネットワークの構築
- ・ 地域における社会資源を活用した地域づくりへの支援
- ・ 介護支援専門員の質の向上のための研修
- ・ 地域ケア会議等の運営

⑦ 権利擁護事業

高齢者虐待の防止や、成年後見制度の活用促進など、高齢者の権利擁護に関する事業を行う。

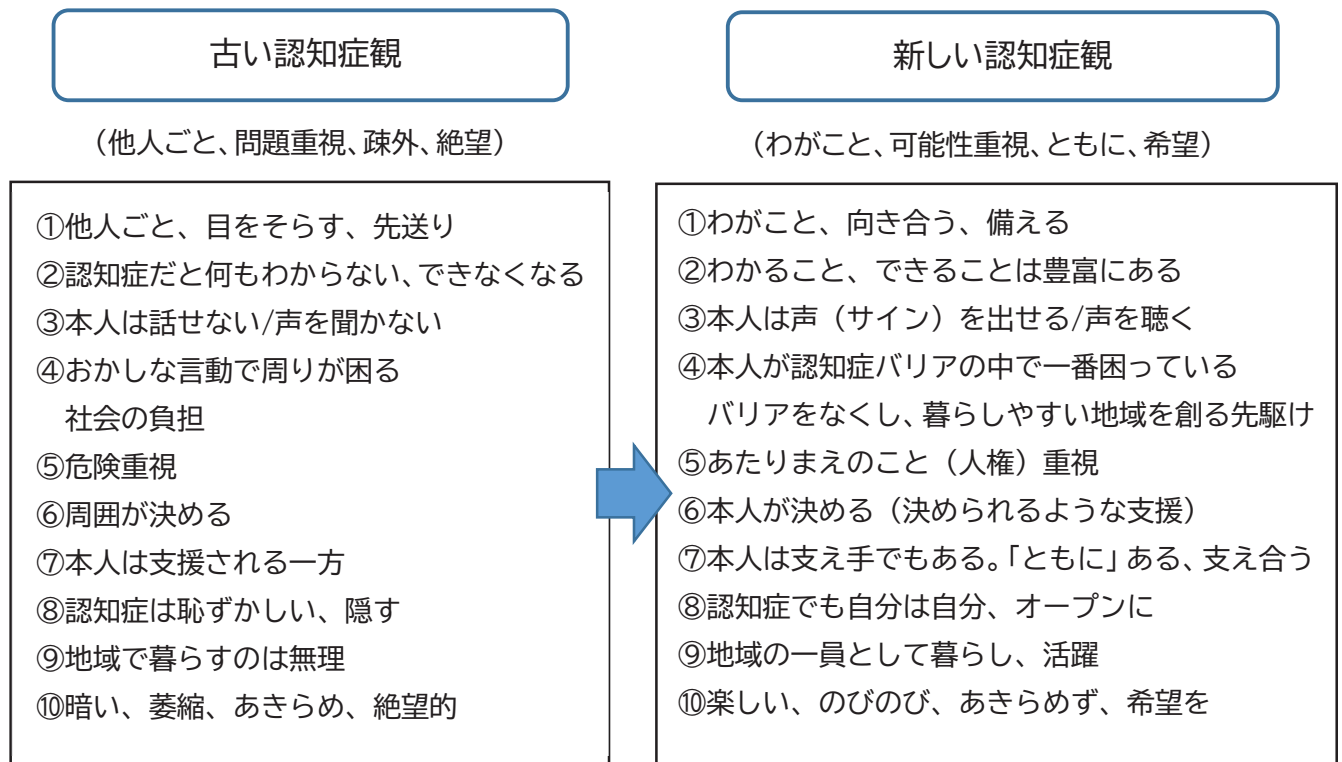
- ・ 高齢者の権利擁護に関する相談窓口及び支援

*生活支援コーディネーターは、主に地域住民や関係機関との連携・ネットワークづくり、地域資源の創出等に取り組むとともに、④⑤の事業を担う。

[施策6] 認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる共生社会づくりの推進

(1) 市民一人ひとりが認知症への理解を深め、「認知症になっても、ともに希望を持って生きることができる」という新しい認知症観を広げる取り組みの推進

市民一人ひとりが認知症への正しい理解を深め、自分事としてとらえるとともに、「認知症になったら何もわからなくなる」という否定的なイメージから、「認知症になっても、ともに希望を持って生きることができる」という新しい認知症観へと転換できるよう取り組みを進めます。



出典：令和5年1月 認知症地域支援体制整備全国合同セミナー資料
(認知症介護研究・研修東京センターホームページ)をもとに作成

①認知症に対する正しい理解の促進

認知症の人の言葉や視点を重視し、自分事として認知症をとらえることができるよう、認知症の正しい知識と認知症の人に対する理解の普及啓発に努めるとともに、相談窓口の周知及び充実・強化を図ります。

<主な取り組み>

- 認知症サポーター養成講座の実施の拡充
- 認知症パートナー講座の実施
- 認知症カフェ等の設置及び活動推進
- 幅広い世代に向けた新しい認知症観の普及啓発
- 認知症月間(9月)認知症の日(9月21日)における認知症の普及啓発
- 認知症地域支援推進員等を中心とした普及啓発
- 地域包括支援センターによる認知症をテーマにした教室の開催
- 福祉系大学等との協定による認知症対応の充実
- 認知症ケアパス(全市版・地域版・個人版)の普及・更新

②認知症の人と家族の参画と本人発信支援

認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みや、認知症の人が希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人とともに新しい認知症観を広げる取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- 認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みの推進
- 認知症の人とともに、新しい認知症観を広げるための媒体(動画、ホームページ等)を作成
- ピアサポート活動支援事業の促進
- 認知症パートナー講座の講師等としての取り組みによる普及啓発の推進
- 認知症の人の意思決定を後押しする「希望をかなえるヘルプカード」の普及・活用推進
- 認知症地域支援推進員等や関係機関による「本人の何気ないひとこと」の記録・集約を通じた課題解決

※下線の取り組みは新規施策

(2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化と共生社会づくりの推進

認知症になっても、できるかぎり住み慣れた地域で日常生活を続けられるようにするための取り組みを、認知症の人や関係機関と連携し進めるとともに、認知症があってもなくても同じ社会の一員として、地域で共に暮らし、地域を一緒に創っていく共生社会づくりを推進します。

- ①認知症の人と家族が希望を持って暮らし続けることができる取り組みの強化
認知症は誰もがなりうるものであることを踏まえ、相互に支え合いながら、希望を持って暮らし続けることができる取り組みを強化します。

<主な取り組み>

- 認知症パートナー情報交換会の実施
- 仙台版チームオレンジの設置に向けた検討
- 認知症の人が安心して買い物ができる体制づくりの検討
- 認知症ケアパス（全市版・地域版・個人版）の普及・更新・配架等を通じた地域における支援体制の構築の推進
- 認知症地域支援推進員の配置先の拡充の検討
- 認知症の本人と家族への一体的支援実施に向けた検討
- 若年性認知症に関する普及啓発と研修、つどい等の周知
- 認知症の人の意欲及び能力に応じて働くことができる場の確保に向けた周知・啓発
- 行方不明高齢者等を早期に発見・保護するためのSOSネットワークシステムにおける警察署、タクシー会社等関係機関との連携
- 認知症の人の見守りネットワーク事業による行方不明高齢者等の搜索支援
- 介護サービス基盤の整備

- ②認知症の人が役割を持ち、地域づくりの一員として活躍する機会や場の創出
認知症になっても、支えられる側だけではなく支える側としての役割を担いながら、個性や能力を発揮し生きがいを持って生活することができるよう、さまざまな事業や場に参画する機会を設けます。

<主な取り組み>

- 認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みの推進（再掲）
- ピアサポート活動支援事業の促進（再掲）
- 新たなピアサポーターを増やす仕組みづくりの検討
- 認知症パートナー講座の講師等の役割の創出

※下線の取り組みは新規施策

- 認知症の人の意欲及び能力に応じて働くことができる場の確保に向けた周知・啓発（再掲）

③認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

日常生活や社会生活等において、認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるようにするための取り組みや、権利擁護に関する相談・支援や成年後見制度の利用に向けた支援等に適切につながるような取り組みを推進します。

<主な取り組み>

- 認知症ケアパス個人版の普及・活用促進
- 認知症の人の意思決定を後押しする「希望をかなえるヘルプカード」の普及・活用推進（再掲）
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）等への、認知症の人の意思決定を支援するツールの活用等の啓発
- 介護従事者向けの各種研修への認知症の人の意思が適切に医療に反映されるための意思決定支援に関するプログラム導入
- 区、総合支所及び地域包括支援センター等による権利擁護及び成年後見制度の活用に関する相談・支援（再掲）

④認知症の人の介護家族等への支援の充実

認知症の人を介護する家族が孤立することがないように、悩みなどを共有する場づくりや介護家族等に寄り添い、個々の状況を配慮した相談支援の充実を図ります。

<主な取り組み>

- 認知症カフェ等の設置及び活動推進（再掲）
- 認知症の人と家族の会宮城県支部と連携したもの忘れ電話相談と介護経験者による相談会の開催
- 認知症の人を介護する家族交流会の開催など家族支援の強化
- 認知症の本人と家族への一体的支援実施に向けた検討（再掲）
- 民間商業施設等の場で気軽に相談できる相談会等の実施の検討

※下線の取り組みは新規施策

(3) 医療・介護専門職等の多職種連携による認知症への対応力の強化

認知症の人や家族への支援において重要な役割を担う医療・保健・福祉の関係機関の多職種連携強化を図るなど、支援体制を充実します。

①認知症の早期相談・早期診断・早期対応のための支援

認知症の人や認知症の可能性のある人に対して、地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター等が連携し早期相談・早期診断・早期対応につなげます。

<主な取り組み>

- 地域包括支援センター等による早期支援等の対応の強化
- 認知症の人と家族の会宮城県支部と連携したもの忘れ電話相談の実施(再掲)
- 認知症対応薬局等による認知症相談窓口の周知・啓発
- 自分でできる認知症の気づきチェックシート等の普及啓発
- 認知症初期集中支援チームによる支援の実施
- かかりつけ医、訪問診療医等の医療機関と連携し、適切に医療へつなぐ支援の実施
- 認知症疾患医療センターによる鑑別診断や相談、関係機関との連携、診断後支援の拡充
- 認知症の人同士が早期に出会える体制づくりの検討
- 仙台市認知症対策推進会議の開催による関係機関との連携
- 地域ケア会議による地域の関係機関の連携強化
- かかりつけ医、認知症サポート医、その他医療専門職や介護職、地域関係者の連携の促進
- 認知症アセスメントシートの活用による的確なアセスメントの普及と関係機関による円滑な情報共有の推進

②医療従事者の認知症対応力向上

認知症の人に関わる医療従事者を対象に、認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすために必要な基本知識や、医療・介護連携の重要性について理解を深めるための研修を実施します。

<主な取り組み>

- 認知症サポート医養成研修・フォローアップ研修の実施
- かかりつけ医・病院勤務の医療従事者・歯科医師・薬剤師・看護職員の認知症対応力向上研修の実施
- 医療従事者向けの各種研修への認知症の人の意思が適切に医療に反映されるための意思決定支援に関するプログラム導入

※下線の取り組みは新規施策

③介護従事者の認知症対応力向上

認知症の人の意思と尊厳を尊重した上で、状態に応じた適切な支援が提供されるよう、認知症介護等に関する研修を実施し、介護従事者の認知症対応力の向上を図ります。

<主な取り組み>

- 認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修（実践者研修、実践リーダー研修）の実施
- 認知症対応型サービス事業開設者研修、管理者研修の実施
- 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の実施
- 認知症介護指導者養成研修の実施
- 認知症介護指導者フォローアップ研修の実施
- 研修事業等における認知症介護指導者ネットワーク仙台との連携
- 認知症介護研究・研修仙台センターと連携した研修事業等の実施
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）等への、認知症の人の意思決定を支援するツールの活用等の啓発（再掲）

※下線の取り組みは新規施策

【方針3】将来にわたって必要な介護サービスが受けられるよう持続可能な体制を構築します

【施策7】中長期的な視点を重視した介護サービス基盤の整備

(1)介護サービス基盤の整備

施設サービスについては、入所申込者の多様化する希望等を的確に把握するとともに、高齢者人口の中長期的な動向を見据えつつ、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの設置状況等も考慮し、適切な介護サービスが提供できるよう、施設整備を継続的に実施します。

小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、計画的に整備を進め、日常生活圏域におけるさまざまな社会資源との連携が図られることで、高齢者が必要な介護サービスを適切に選択し、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えていきます。

【特別養護老人ホーム】

常時の介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者のための施設として、整備を進めます。

【介護老人保健施設】

病状が安定し入院の必要はないものの、在宅への復帰のためのリハビリテーションに重点を置いた、看護及び介護を必要とする高齢者のための施設ですが、利用状況等を踏まえ、今期は新たな整備は行いません。

【地域密着型サービス】

介護等が必要となった高齢者が、身近な地域や自宅において、適切な介護サービスを受けることができるよう、日常生活圏域ごとに、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めます。

【特定施設入居者生活介護】

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等において、食事や入浴等の居宅サービスを提供するための施設として整備を進めます。

<主な取り組み>

【特別養護老人ホーム等施設の計画的な整備】

- 特別養護老人ホームの整備
- 特定施設入居者生活介護の整備

【地域密着型サービスの計画的な整備】

- 認知症高齢者グループホームの整備
- 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

《介護サービス基盤整備の目標》

本計画期間(令和6年度～令和8年度)内の整備量の目標は、次のとおりです。

定員等については、入所希望者へのアンケート調査結果に基づく早期の入所希望の状況や今後 3 年間で増加が見込まれる要介護認定者数の推移、今後開所される施設の供給量などを考慮して、必要数を推計し、算出しています。

なお、整備量については、現時点での見込みです。

- 特別養護老人ホーム

230 人分整備(令和8年度の状況 5,818 人分)

- ※ 介護老人保健施設

入所希望者の状況や待機期間、利用状況等を踏まえ、新たな整備は行いません。(令和8年度の状況 3,689 人分)

なお、介護医療院については、介護老人保健施設からの転換も含めて、ニーズや事業者の意向等を把握しながら、整備の必要性等を検討していきます。

- 認知症高齢者グループホーム

162 人分整備(令和8年度の状況 2,456 人分)

- 小規模多機能型居宅介護事業所及び

看護小規模多機能型居宅介護事業所

11 事業所整備(令和 8 年度の状況 81 事業所)

- 特定施設入居者生活介護

300 人分整備(令和 8 年度の状況 3,446 人分)

(2) サービスを提供する事業所・施設への支援

高齢者がより適切な介護サービスを受けられるよう、ケアマネジメントの質の向上や、医療・介護分野における切れ目のないリハビリテーションサービス提供体制の構築等に向けた、事業所・施設への支援を行います。

さらに、大規模災害の発生や様々な感染症の流行時においても、事業所・施設が継続してサービスを提供できるような体制づくりの支援に取り組みます。

<主な取り組み>

- 関係団体等と連携した、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修の実施（再掲）
- 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所のケアプラン点検による質の高いケアマネジメントのための支援
- 介護事業所の連絡会・勉強会の開催・運営に対する支援
- 介護サービス相談員派遣事業の実施
- サービス提供における好事例等の共有化や情報発信
- 在宅生活を包括的に支援する、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の理解及び整備促進
- 地域におけるリハビリテーションサービス提供体制の把握と分析
- 介護支援専門員が行うケアマネジメントに対するリハビリテーションの視点を踏まえた相談支援及びケアプランの検証
- デイサービスにおける効果的なリハビリテーション実施への支援
- 事業所・施設がリハビリテーション等に関連する各種加算を適切に算定するための支援
- 災害や感染症発生時における事業所・施設への衛生用品の提供等の支援（再掲）
- 災害・感染症に係る業務継続計画の作成・見直しの支援（再掲）

※下線の取り組みは新規施策

[施策8]介護人材の安定的な確保・育成に向けた支援の充実と介護業務の効率化の推進

(1) 将来を見据えた介護人材の確保のための取り組みの推進

現役世代への働きかけによる確保を推進するとともに、介護助手や外国人材の活用など、幅広い人材確保により、喫緊の課題である介護人材不足への対応を推進します。

また、将来の介護の担い手となる若い世代に対し、介護の仕事の魅力発信を継続し、新たな人材の確保に取り組みます。

① 多様な介護人材の確保に向けた取り組みの推進

事業者や関係団体等と連携して介護業界の広報・啓発を行うなど、介護人材確保に向けた取り組みを支援します。

また、宮城県と連携を図りつつ、事業者における外国人材や介護助手の活用、元気高齢者など地域の介護人材の担い手づくり、未就業の有資格者への就業の働きかけを推進します。

<主な取り組み>

- 就職活動関連イベント等への参加・協力
- 関係団体等と連携した介護関連職種のイメージアップにつながる広報・啓発の実施
- 事業者の採用力向上や職員の定着のためのマネジメント力向上に向けた支援
- 元気高齢者など地域での介護人材の担い手づくり
- 事業者における介護助手の活用に向けた推進
- 事業者における外国人材の受け入れに向けた機運の醸成と受け入れやすい環境整備
- 訪問支援員の育成
- 介護関連職種の養成機関（大学・専門学校等）における進路指導（就職活動）への協力
- 専門職の関係団体等と連携した未就業の資格保有者（介護福祉士等）への就業の働きかけ

※下線の取り組みは新規施策

②将来の介護の担い手への魅力発信

若い世代に対し、出前授業の実施等を通じて介護に関するイメージアップと、その魅力の浸透を図り、将来の介護の担い手確保に向けた取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- 若い世代を対象とした広報・啓発の展開
- 将来の介護の担い手となる小・中学生をはじめとした出前授業の実施
- 中学生における職場体験活動への事業所の参加促進
- 高校生や保護者・教員に向けた広報・啓発活動の検討
- 介護関連職種の養成機関（大学・専門学校等）における進路指導（就職活動）への協力（再掲）

(2)継続して働く意欲を高めるための取り組みの推進

介護職員の処遇改善や職場環境の向上に向けた取り組みを進め、介護の現場で継続して働く意欲を高めるための支援を行います。

また、介護職員が将来への展望を持って働き続けることができ、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇がなされるよう、キャリアパスの確立に向けた取り組みを促進します。

①働きやすい環境づくり及び定着促進の支援

処遇改善加算が適切に運用され、介護職員の賃金改善に充てられるとともに、キャリア形成や労働環境の整備に活用されるよう、介護事業所への指導・助言を行います。

また、働きやすい環境づくりや職員の定着に関する事業者との情報交換、研修機会の確保、相談しやすい窓口の運営などを通じて、介護職員の離職防止につながる取り組みを推進します。

<主な取り組み>

- 処遇改善加算の適切な運用の確保
- 介護職員の処遇改善加算の加算率の引き上げや適切な介護報酬の設定についての国への働きかけ
- 事業所への運営指導等を通じた業務効率化や職場環境の向上に向けた取り組みに対する助言と情報発信
- 国が進める財務状況等の見える化に係る介護事業所への支援
- 働きやすい環境づくりや職員の定着に関する事業者との情報交換
- 働きやすい環境づくりを支援するための研修機会の確保

※下線の取り組みは新規施策

- 事業者の採用力向上や職員の定着のためのマネジメント力向上に向けた支援（再掲）
- 新任介護関係職員交流会・中堅介護職員研修会の開催
- 介護事業所の連絡会・勉強会の開催・運営に対する支援（再掲）
- 勤務形態の多様化など就業しやすくなるための環境整備の促進
- 介護事業所における各ハラスメントの対応に関する方針等の確認・助言
- 介護従事者が相談しやすい電話相談窓口の運営
- 介護事業所における職員の資格取得に対する支援

②キャリアパスの確立の支援

介護職員が、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇の下で働けるよう、賃金体系や昇給の仕組みの整備、計画的な研修実施などに向けた事業者の取り組みを支援します。

<主な取り組み>

- 介護事業者におけるキャリアパスの仕組みの導入状況の把握・分析
- 介護事業者へのキャリアパスに関する情報の発信と共有
- キャリアパスに関する介護事業者への相談支援

(3)介護人材の資質の向上に向けた取り組みの推進

各種研修の実施を通じて職員のスキルアップを図るとともに、認知症高齢者や在宅医療・介護に携わる多職種連携強化に関する内容を研修で取り上げていくなど、多様化・高度化するニーズに対応できる質の高い人材の育成に取り組めます。

また、事業者による人材育成や介護サービスの質の向上への取り組みを支援するため、事業者の連携強化や好事例等の情報共有を図ります。

<主な取り組み>

- 関係団体等と連携した、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修の実施（再掲）
- 地域包括支援センター職員を対象とした研修等の実施（再掲）
- 認知症介護実践者等養成研修の実施
- ユニットケア研修の実施
- 介護職スキルアップ研修への参加促進
- 介護事業所における職員の資格取得に対する支援（再掲）
- サービス提供における好事例等の共有化や情報発信（再掲）

- 在宅医療・介護に携わる多職種連携強化を図るための研修の実施（再掲）
- 介護に関する専門知識・技能の習得に関する研修の情報提供
- 介護職員等を対象とした研修の実施・充実

(4)業務の効率化に向けた取り組みの推進

業務の効率化や生産性向上を図るため「電子申請・届出システム」の環境整備に加えて、介護ロボットや ICT の活用を促進するなど、介護職員の負担軽減に向けた取り組みを支援します。

また、要介護等認定に要する期間の短縮化を図るため、ICT を活用した取り組みを進めてまいります。

<主な取り組み>

- 介護サービス事業所における指定申請等の電子申請・届出システムの環境整備（再掲）
- 介護ロボットや ICT の活用による、介護職員の負担軽減に向けた支援（再掲）
- 文書負担軽減に向けた取り組み
- サービス提供における好事例等の共有化や情報発信（再掲）
- ICT を活用した要介護等認定業務の効率化（再掲）

※下線の取り組みは新規施策